

一般社団法人 日本非破壊検査協会
PD 認証機関

「PD 研修プログラム審査承認基準」

- 1 適用範囲 本基準は、PD 認証機関が実施する PD 研修プログラムに対する審査承認に適用する。
- 2 引用規格 次に掲げる規格は、引用された範囲内でこの審査承認基準の一部とみなす。なお、年版の表示のない規格については、最新版を適用する。
・NDIS 0603 : 2015 「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証」
- 3 審査基準 PD 資格試験機関が定める「PD 研修要件に関する基準」による。
- 4 審査の実施 審査の実施は、PD 認証審査委員会委員長が選定した数名の委員からなる審査チームが行うものとする。
 - 4.1 初回審査 審査内容は、3 項の基準に対して適正であるかを審査する。なお、審査は必要に応じて実地審査をすることができる。
 - 4.2 サーベイランス審査 審査は書類審査とする。PD 認証機関は、承認された PD 研修プログラムのサーベイランス審査を初回承認日から 1 年（前後 2 か月の間）ごとに実施する。サーベイランスには、第 3 項の基準による要求事項について実地審査をすることができる。
 - 4.3 更新審査 初回承認日から 4 年目のサーベイランス審査後、初回承認日から 5 年目を迎える前に更新審査を実施する。審査の内容は、初回審査と同じとする。
 - 4.4 研修プログラム変更に伴う審査 初回審査後、PD 研修プログラムに変更が生じた場合は、PD 研修センターから申請を受け、必要に応じて審査を行うものとする。なお、審査の内容は初回審査と同じとする。
 - 4.5 審査料の請求 審査料は、「PD 認証申請料等に関する基準」により、審査完了後、申請機関へ審査料を請求する。
なお、「適正である」とは、第 3 項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
- 5 審査結果の承認 審査チームは、審査の結果を PD 認証審査委員会へ報告し、承認を得るものとする。PD 認証審査委員会はその結果を PD 認証運営委員会へ報告し、PD 認証運営委員会が合否を決定する。審査結果の通知は、原則、審査を開始してから 1 か月以内に実施する。
- 6 合否判定基準 PD 認証運営委員会は、PD 認証審査委員会から報告された内容が以下の条件を満足する場合に、審査結果を合格と判定し、それ以外を不合格とする。
 - 6.1 初回審査 3 項の基準を満足する。
 - 6.2 サーベイランス審査 以下のいずれかを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること。
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であること。
 - 6.3 更新審査 第 3 項の基準を満足する。
 - 6.4 研修プログラム変更に伴う審査 以下のいずれかを満足する。
 - (1) 書類審査で適正であること。
 - (2) 実地審査を実施する場合は、書類審査及び実地審査で適正であること。
 なお、「適正である」とは、第 3 項の審査基準に対する要求事項をすべて満たすことである。
- 7 是正処置報告書の作成
 - (1) 指摘事項が審査チーム経由にて PD 認証審査委員会から PD 認証運営委員会に報告され、その報告に合否に関わる重大な指摘事項（不適合事項等）があった場合、PD 認証運営委員会は研修プログラムに不適合事項の発生原因、不適合の処置及び是正処置（再発防止）の計画及び完了予定日を是正処置報告書に記載し、3 か月以内に PD 認証運営委員会に提出するよう要請する。

- 合否に関わらない軽微な指摘事項・観察事項・要望事項は審査チームに委任する。
- (2) PD 認証運営委員会は、提出された「是正処置報告書」の評価を PD 認証審査委員会に委任する。
PD 認証審査委員会は審査チームを選定し「是正処置報告書」の評価を行う。
評価の結果を審査チームは PD 認証審査委員会へ報告し、承認を得るものとする。
PD 認証審査委員会はその結果を PD 認証運営委員会へ報告し、PD 認証運営委員会が合否を決定する。
不適合処置の実施が不十分の場合は、PD 認証運営委員会は PD 研修センターに再度是正処置報告書の提出を要請する。
- (3) PD 認証運営委員会は、PD 認証審査委員会から是正処置計画を承認する報告を受けた場合、PD 認証運営委員会が是正処置計画の承認を行い、PD 研修センターに結果を通知する。
- (4) 是正処置報告書が提出された場合、審査チームはその是正処置を含めて評価し、次の審査実施時にその効果を確認し、記録する。
- 8 PD 研修プログラムの保管 PD 認証機関は承認された PD 研修プログラムに承認日を明記し、保管する。